

資料 住民意識調査ほか

1. 子育てに関する住民意識

(1) 調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前児童調査	市内の就学前児童(0～5歳) 4,699人の保護者	◇無作為抽出 1,500人 ◇郵送による配布・回収	54.3%
小学生調査	市内の就学児童(小学1～6年生) 6,029人の保護者	◇無作為抽出 1,200人 ◇郵送による配布・回収	52.7%

【調査基準日】平成25年11月1日

【調査期間】平成25年12月2日～12月16日

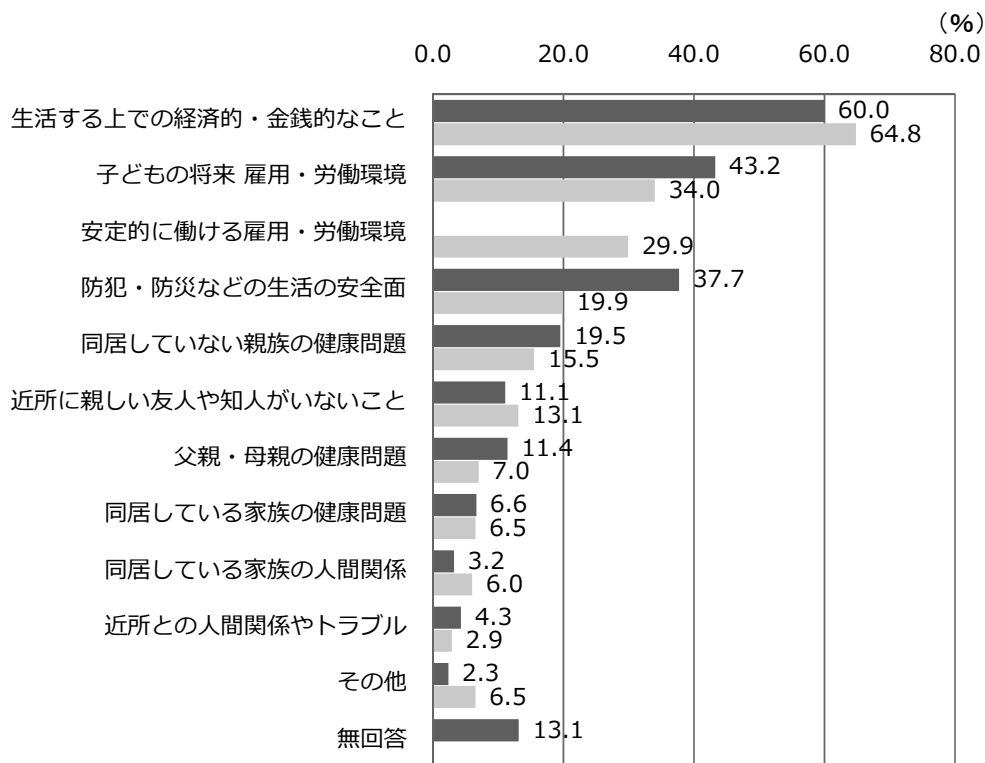
(2) 就学前調査

① 家庭で気になっていること（生活全般）

生活全般では「防犯・防災などの生活の安全面」を不安視する意見が急増

- 生活全般では「生活する上での経済的・金銭的なこと」が60.0%で最も多く、次いで「子どもの将来 雇用・労働環境」が43.2%の順となっています。
- 前回（H21）調査結果との比較では、「防犯・防災などの生活の安全面」が17.8ポイント増加し約2倍となっており、近年の震災などの影響がうかがえます。

家庭で気になっていること（生活全般）

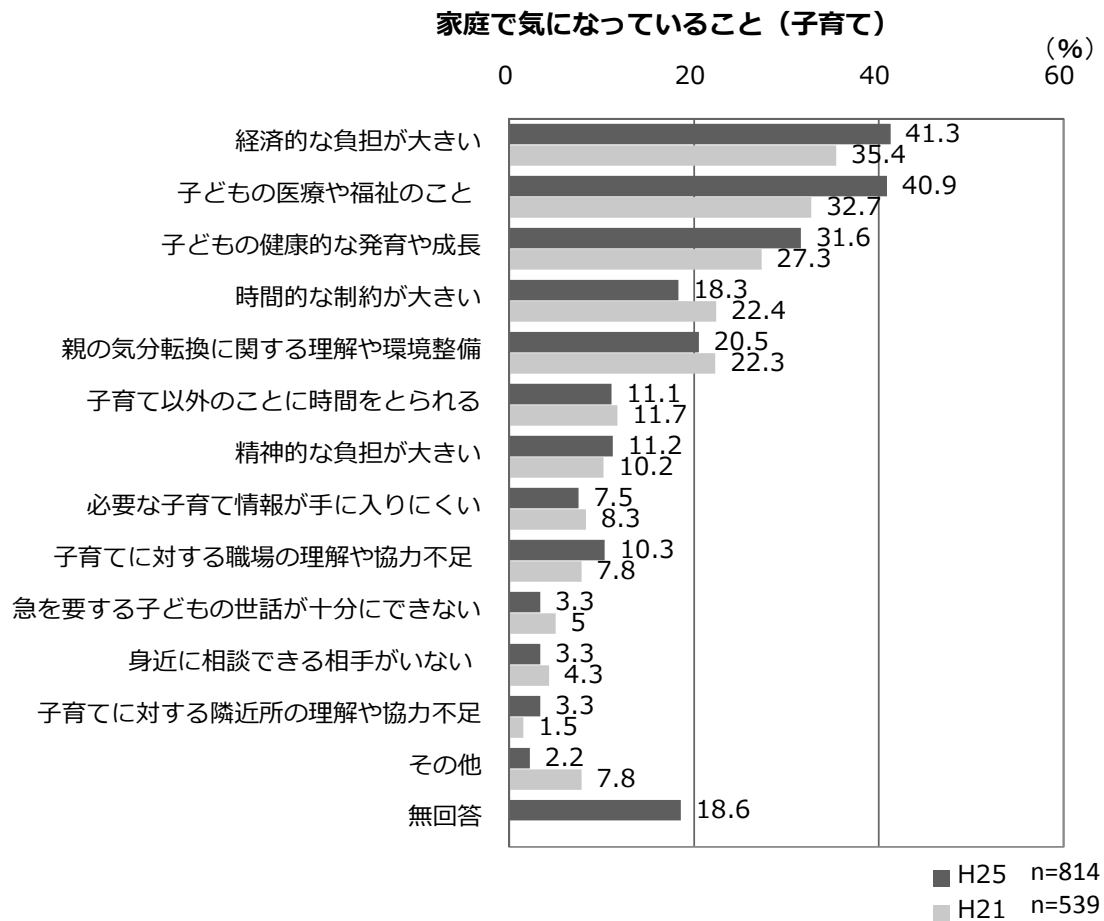


■ H25 n=814
■ H21 n=582

② 家庭で気になっていること（子育て）

「経済的な負担が大きい」や「子どもの医療や福祉のこと」を不安視する意見が多い

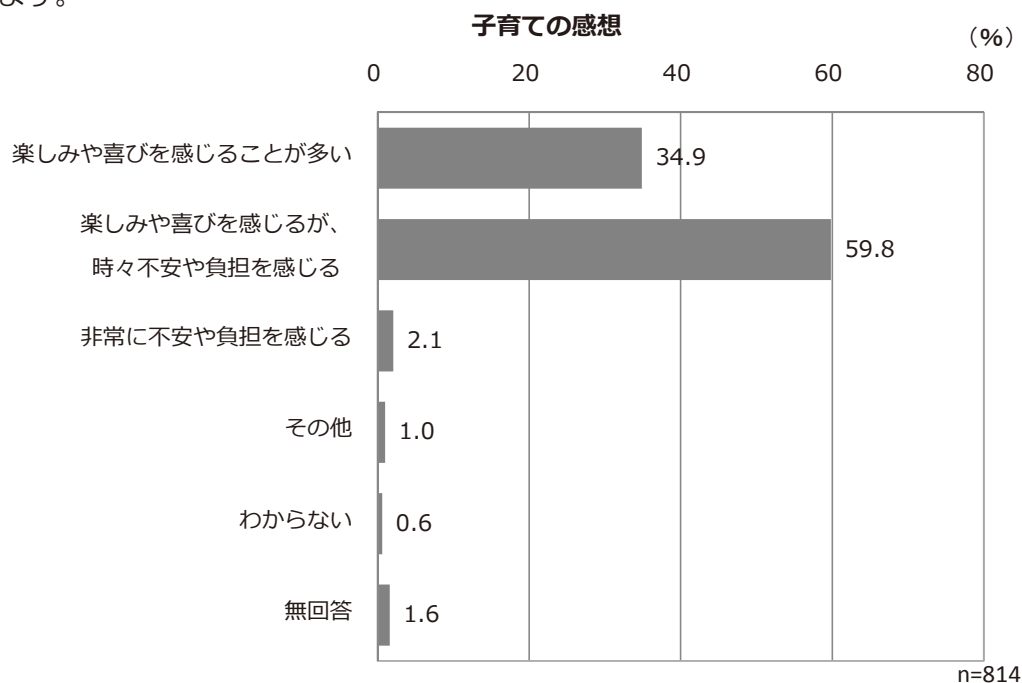
- 子育てに関しては「経済的な負担が大きい」が 41.3%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が 40.9%、「子どもの健康的な発育や成長」が 31.6%の順となっています。
- 前回（H21）調査と比較すると、「経済的な負担が大きい」や「子どもの医療や福祉のこと」が 5 ポイント以上増加しています。



③ 子育ての感想

約6割の方は「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」

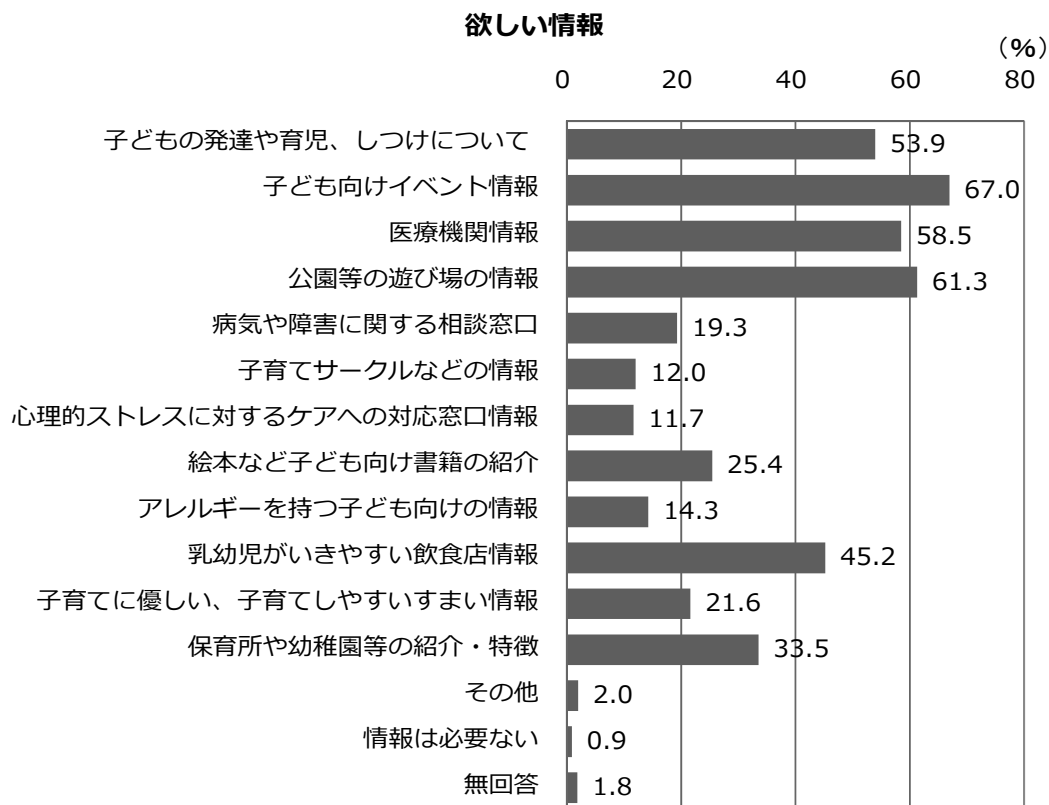
- ・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が59.8%で最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じることが多い」が34.9%、「非常に不安や負担を感じる」が2.1%となっています。



④ 子育てに関する欲しい情報

「子ども向けイベント情報」を欲しい方が約7割

・「子ども向けイベント情報」が67.0%で最も多く、次いで「公園等の遊び場の情報」が61.3%、「医療機関情報」が58.5%の順となっています。

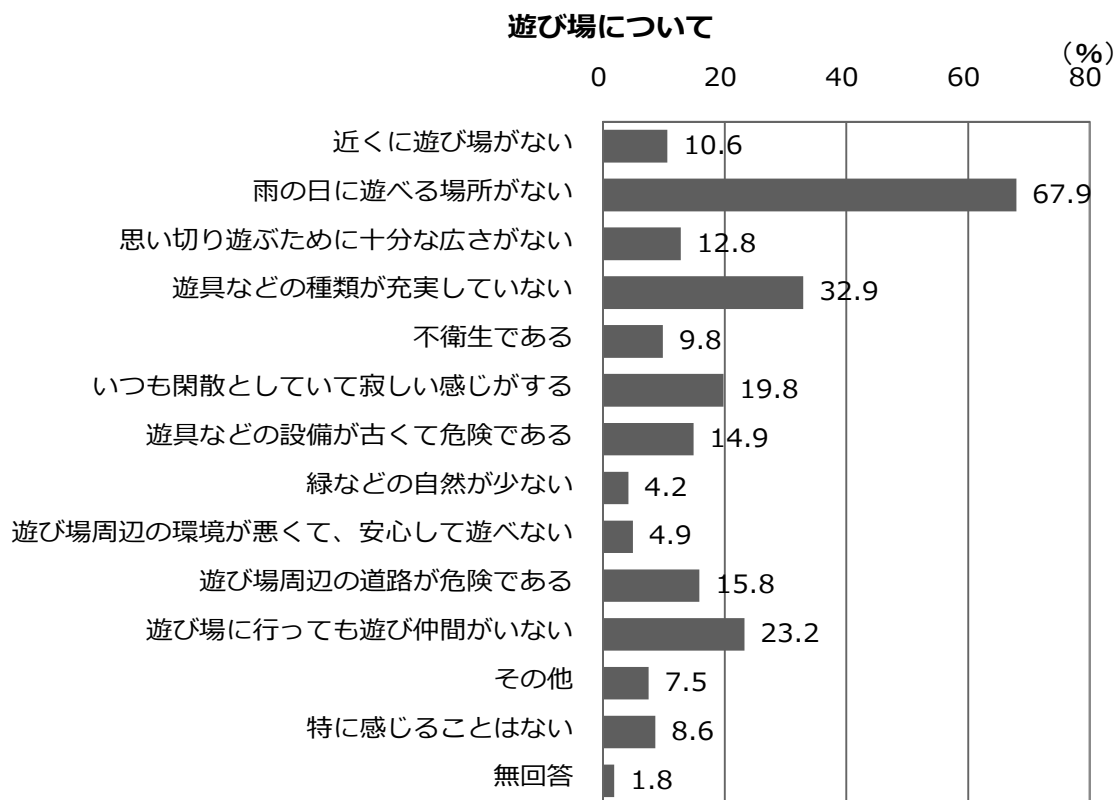


n=814

⑤ 遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」と感じている方が約7割

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が67.9%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が32.9%、「遊び場に行っても遊び仲間がない」が23.2%の順となっています。

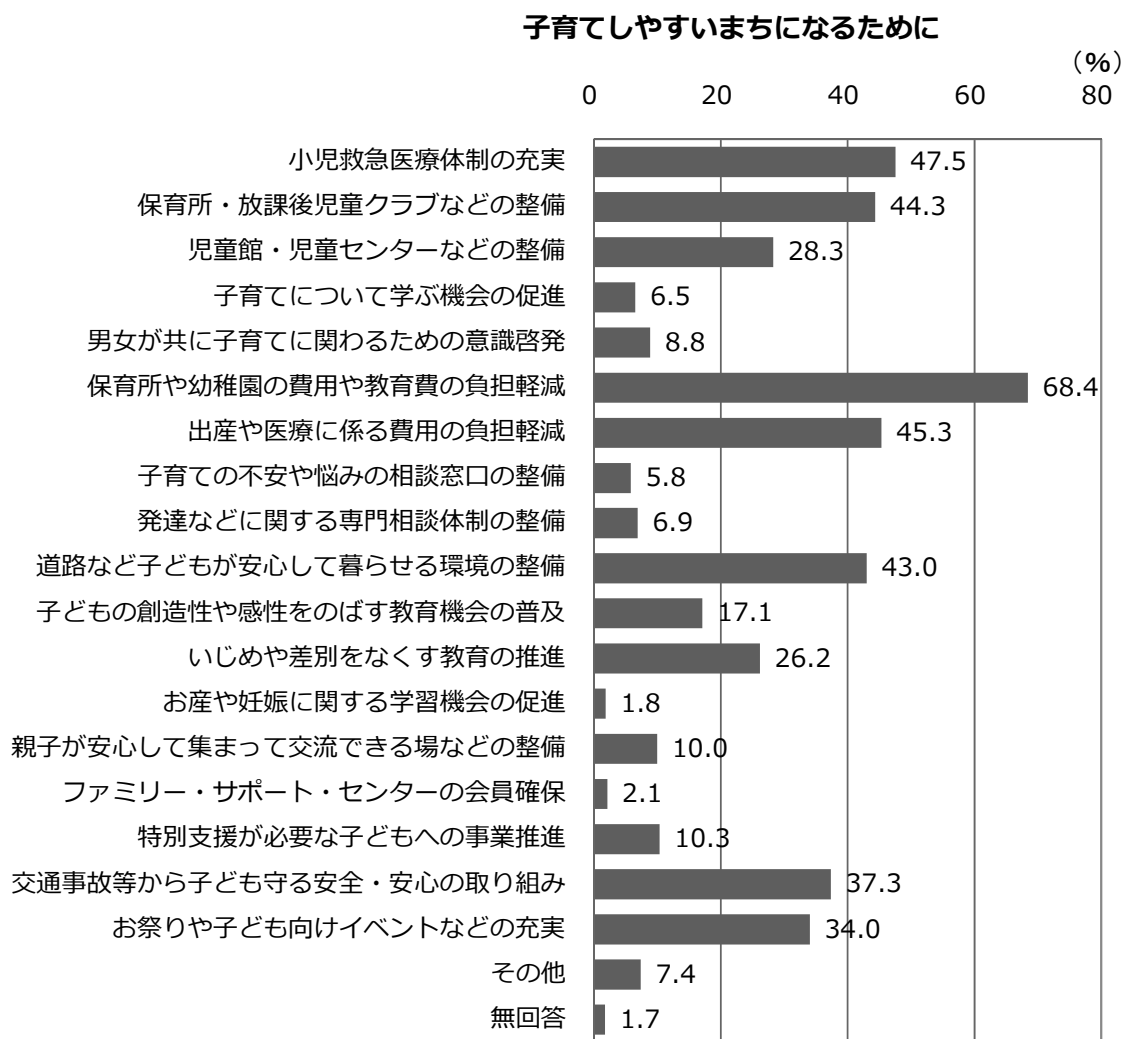


n=814

⑥ 子育てしやすいまちとなるために必要なこと

「保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が約7割

・「保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が68.4%で最も多く、次いで、「小児救急医療体制の充実」が47.5%、「出産や医療に係る費用の負担軽減」が45.3%の順となっています。



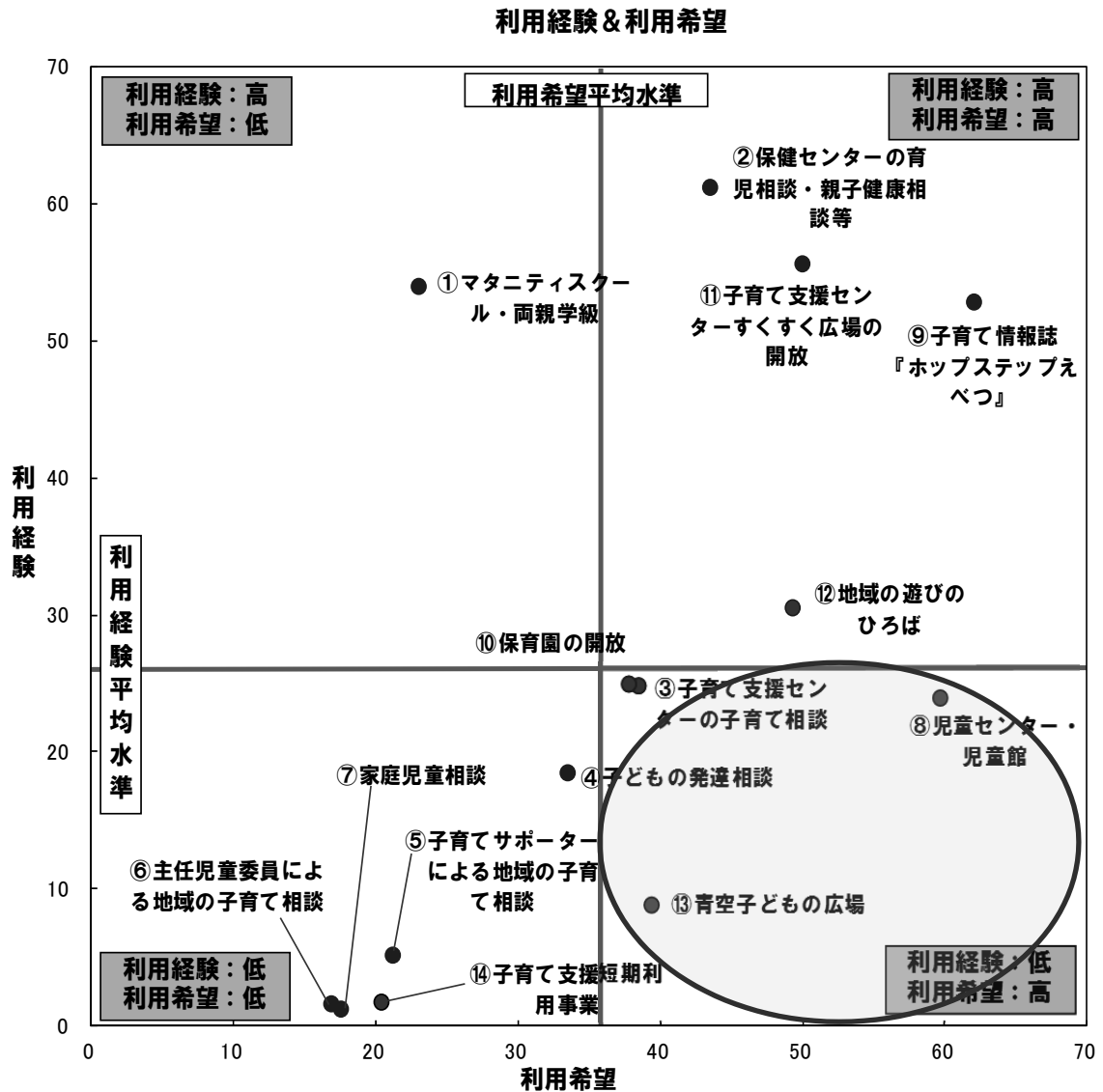
n=814

⑦ 子育て支援事業の利用状況等

利用経験が低く、利用希望が高い事業は、重点的に環境整備

【利用経験と利用希望】

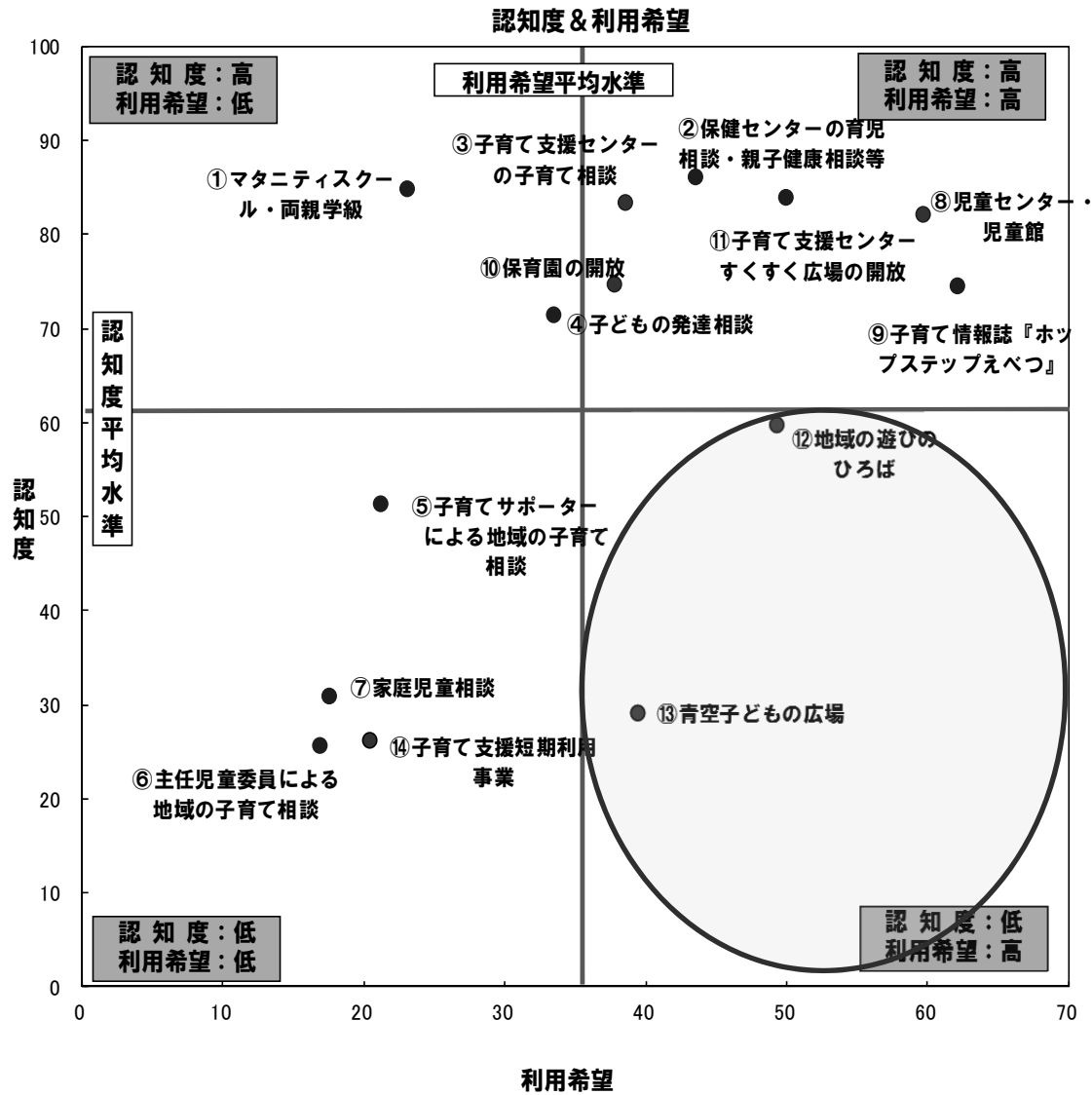
- 利用経験が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、利用しやすい環境を整備する必要があります。



【認知度と利用希望】

認知度が低く、利用希望が高い事業は、十分な事業の周知が必要

- ・認知度が低く、利用希望が高い事業は、事業の周知を図ることが必要です。

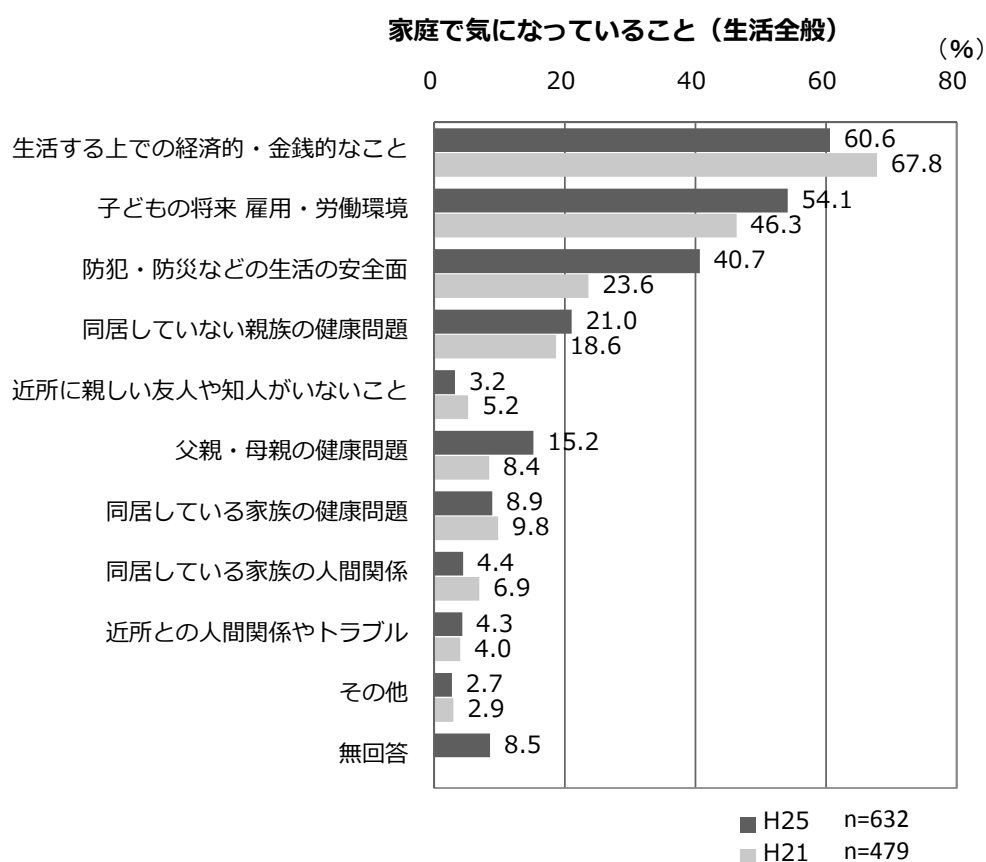


(3) 小学生調査

① 家庭で気になっていること（生活全般）

生活全般では「生活するうえでの経済的・金銭的なこと」を不安視する意見が一番

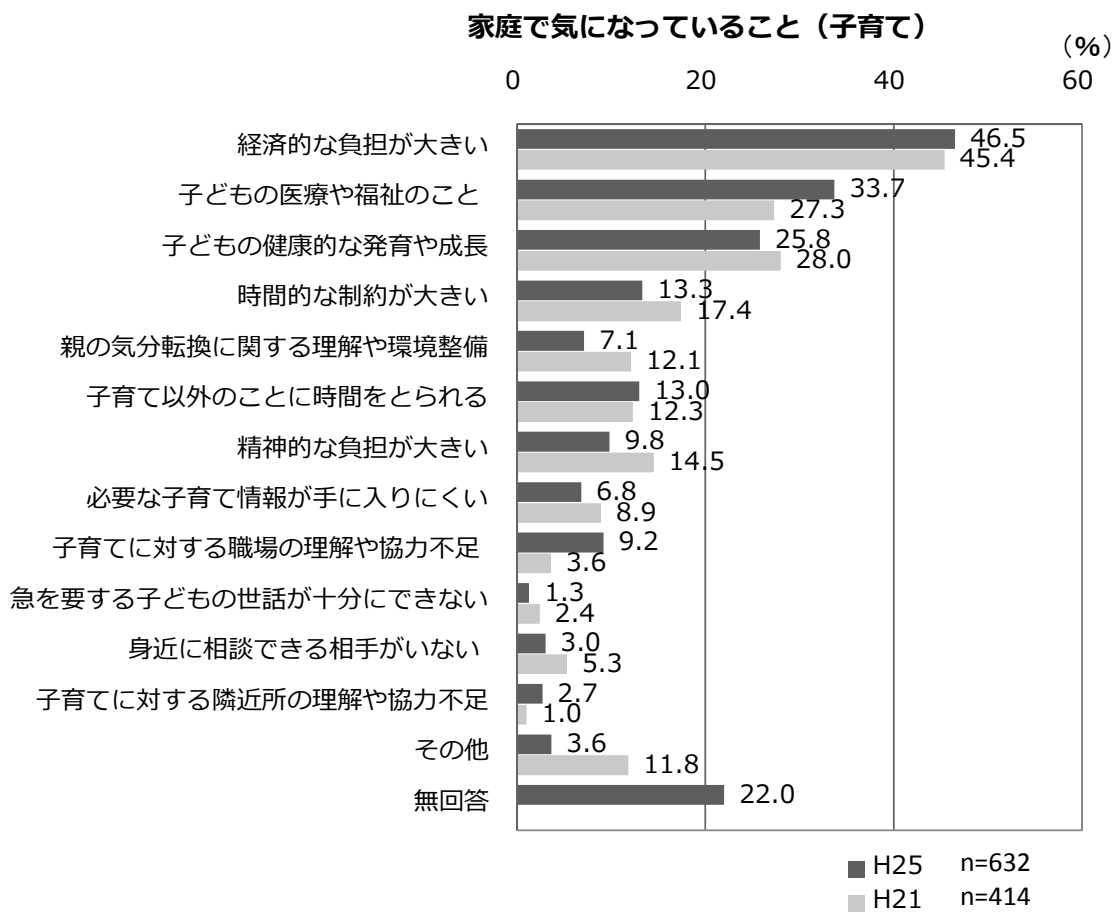
- 生活全般では「生活するうえでの経済的・金銭的なこと」が60.6%で最も多く、次いで「子どもの将来 雇用・労働環境」が54.1%、「防犯・防災などの生活の安全面」が40.7%の順となっています。
- 前回（H21）調査との比較では、就学前調査同様に「防犯・防災などの生活の安全面」が17.1ポイント増加しており、近年の震災などの影響がうかがえます。



② 家庭で気になっていること（子育て）

子育てでは「経済的な負担が大きい」を不安視する意見が一番

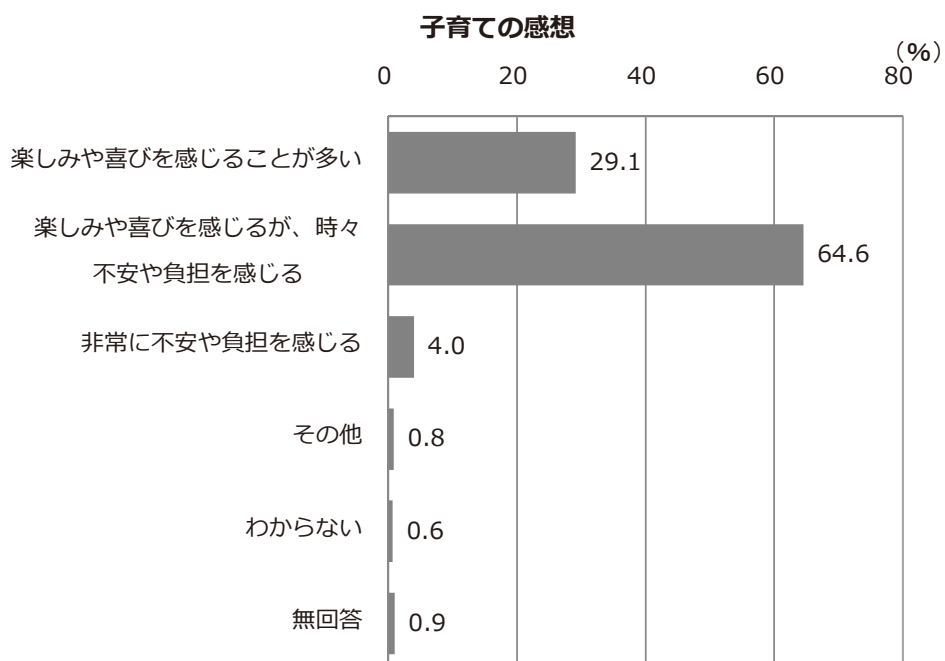
- 子育てに関しては「経済的な負担が大きい」が46.5%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が33.7%、「子どもの健康的な発育や成長」が25.8%の順となっています。
- 前回（H21）調査と比較すると、「子どもの医療や福祉のこと」と「子育てに対する職場の理解や協力不足」が5ポイント以上増加している反面、「親の気分転換に関する理解や環境整備」が5ポイント以上減少しています。



③ 子育ての感想

「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が6割以上

- ・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が64.6%で最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じることが多い」が29.1%、「非常に不安や負担を感じる」が4.0%となっています。



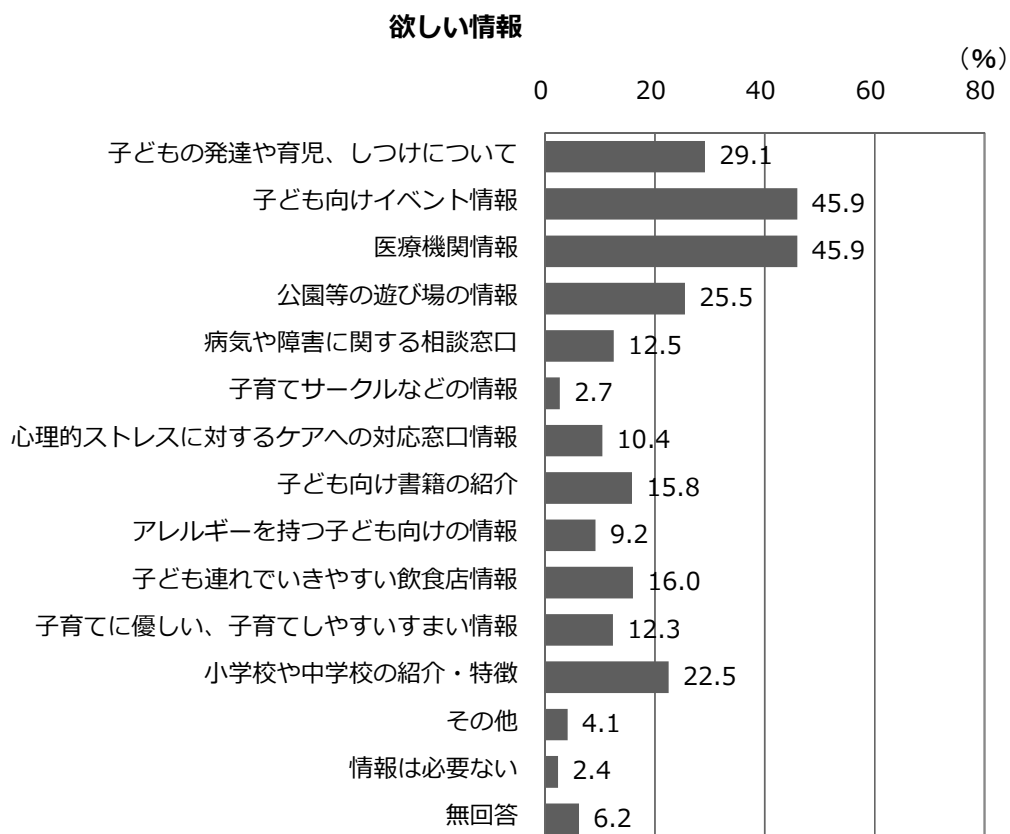
n=632



④ 子育てに関する欲しい情報

「子ども向けイベント情報」と「医療機関情報」を望む意見が多い

・「子ども向けイベント情報」と「医療機関情報」が45.9%で最も多く、次いで「子どもの発達や育児、しつけについて」が29.1%の順となっています。

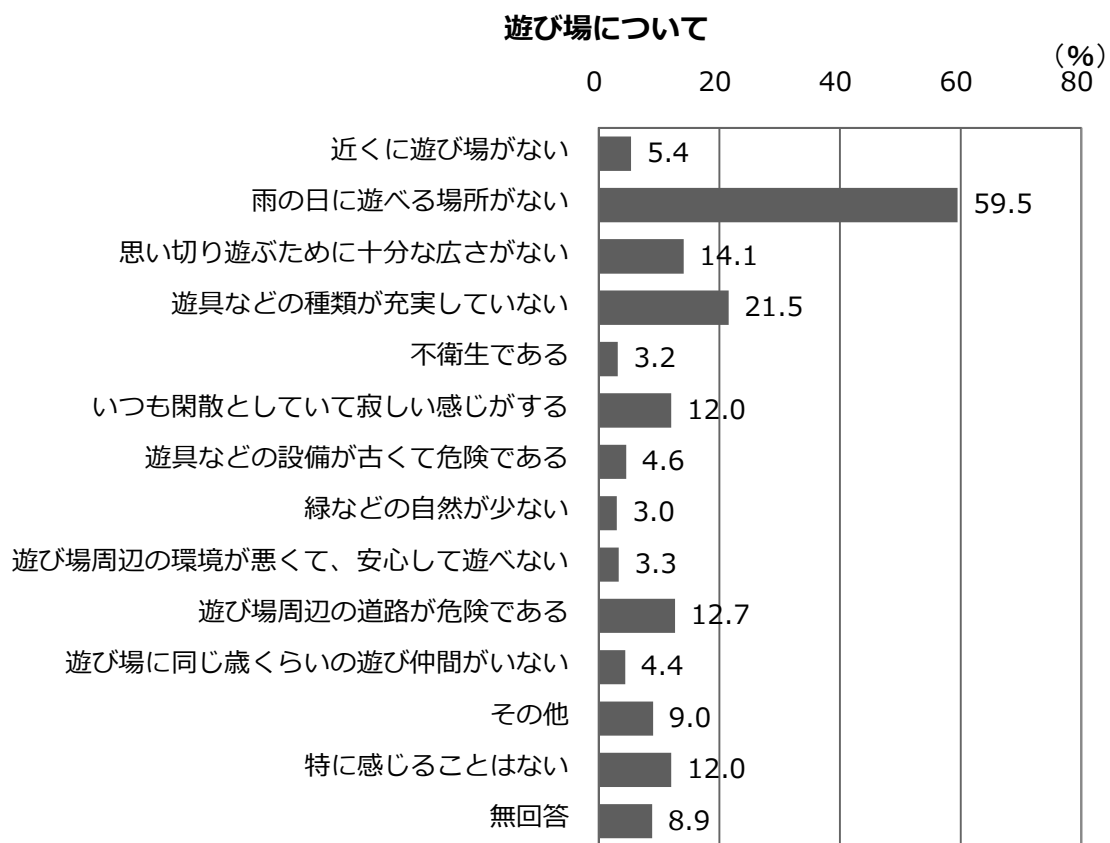


n=632

⑤ 遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」と感じている方が約6割

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が59.5%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が21.5%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が14.1%の順となっています。



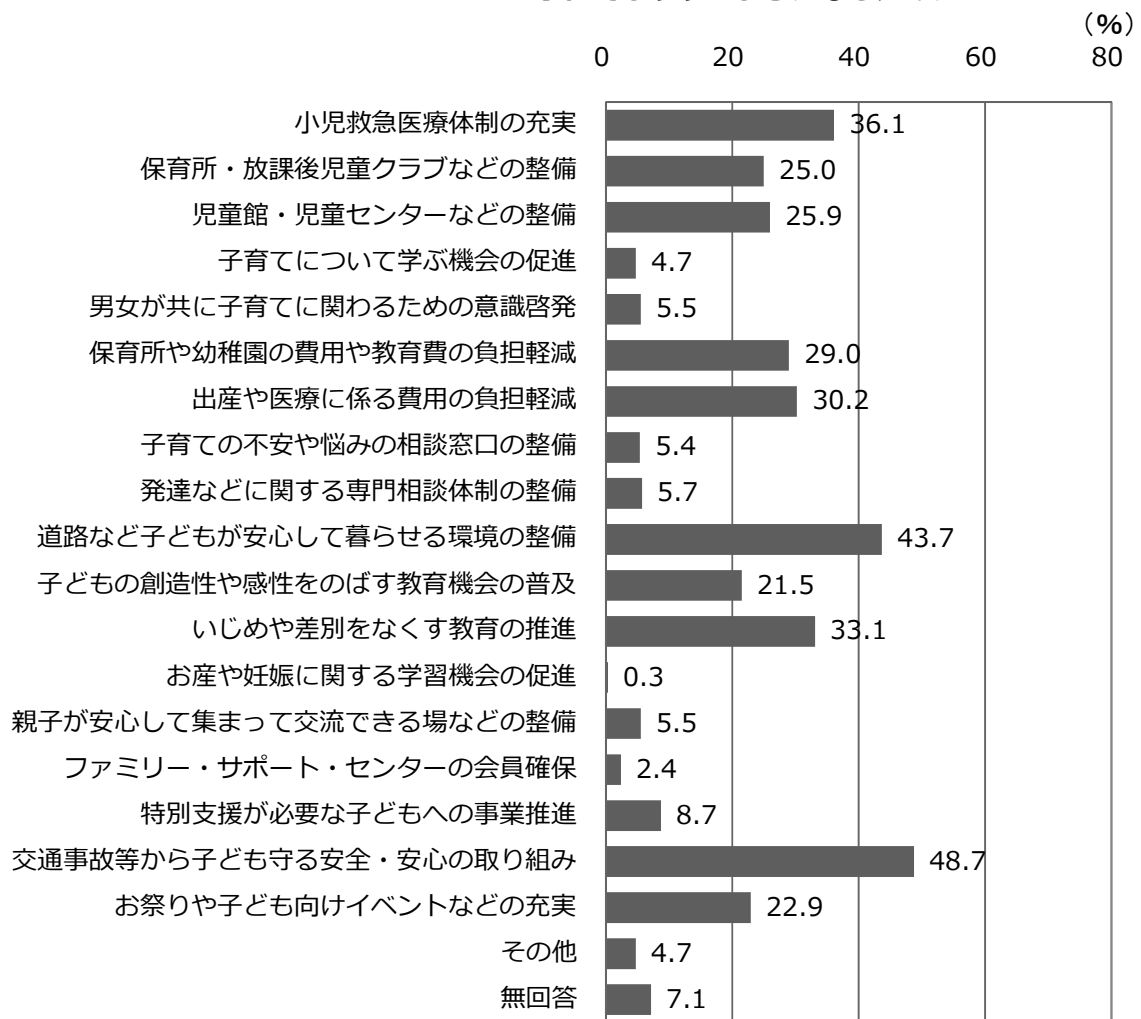
n=632

⑥ 子育てしやすいまちとなるために必要なこと

子育てしやすいまちになるためには「交通事故等から子どもを守る安全・安心の取り組み」を一番重要視

・「交通事故等から子どもを守る安全・安心の取り組み」が 48.7%で最も多く、次いで、「道路など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が 43.7%、「小児救急医療体制の充実」が 36.1%の順となっています。

子育てしやすいまちになるために



n=632

2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

（1）特定事業の進捗状況評価

特定事業の取り組みの状況については以下のとおりです。

事業	事業概要	現状 (平成20年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標値 (平成26年度)
①通常保育事業 a. 3歳未満児 (認可保育所)	平日における日中(11時間) の保育	定員数	329人	347人	373人	373人	430人
		定員数	661人	662人	667人	667人	660人
b. 3歳以上児 (認可保育所)		定員数	661人	662人	667人	667人	660人
②延長保育事業	日中保育終了後の保育(1時間)	設置か所数	11か所	12か所	13か所	13か所	13か所
		年間登録者数	507人	587人	600人	634人	607人
③夜間保育事業	22時頃までの保育(開園時間 は概ね11時間)	設置か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		延べ利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
④トワイライトステイ事業	保護者の夜間勤務や休日勤務 などにより、児童養護施設 などで児童を預かり、生活指 導や夕食の提供を行う	委託か所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		延べ利用者数	0人	0人	1人	0人	0人
⑤休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が仕 事をする場合の保育	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		年間登録者数	33人	37人	35人	36人	32人
⑥病児・病後児保育事業	通園中の子どもが病気時や 病気後の回復期に保育園や 病院などの専用スペースで 預かるもの	設置か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	0か所
		延べ利用者数	0人	0人	1,208人	1,016人	1,179人
⑦放課後児童健全育成事 業	就労などで保護者が留守と なる家庭を主に1年生から3 年生までを保育	設置か所数	19か所	19か所	20か所	20か所	19か所
		入会者数	572人	534人	571人	630人	676人
⑧地域子育て支援拠点事 業(センター型)	子育て相談、子育てサークル の支援、保育サービスの情 報提供などの子育て支援を 行う	設置か所数	3か所	3か所	5か所	5か所	6か所
		設置か所数	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
⑨一時預かり事業	ふだん保育園に入園してい ない子どもで、保護者の急病や 育児疲れの解消などで一時 的に預かるもの	延べ利用日数	6,631日	6,338日	7,948日	7,909日	8,272日
		延べ利用者数	3人	6人	18人	5人	6人
⑩ショートステイ事業	保護者の急病や育児疲れの 解消などのため一時的に児 童養護施設などで預かるもの	委託か所数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		延べ利用者数	3人	6人	18人	5人	6人
⑪ファミリーサポートセン ター事業	子育てを依頼したい人と、子 育てをサポートできる人とが 会員となり、地域で子育てを 支援するもの	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		委託先	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 個別事業の評価

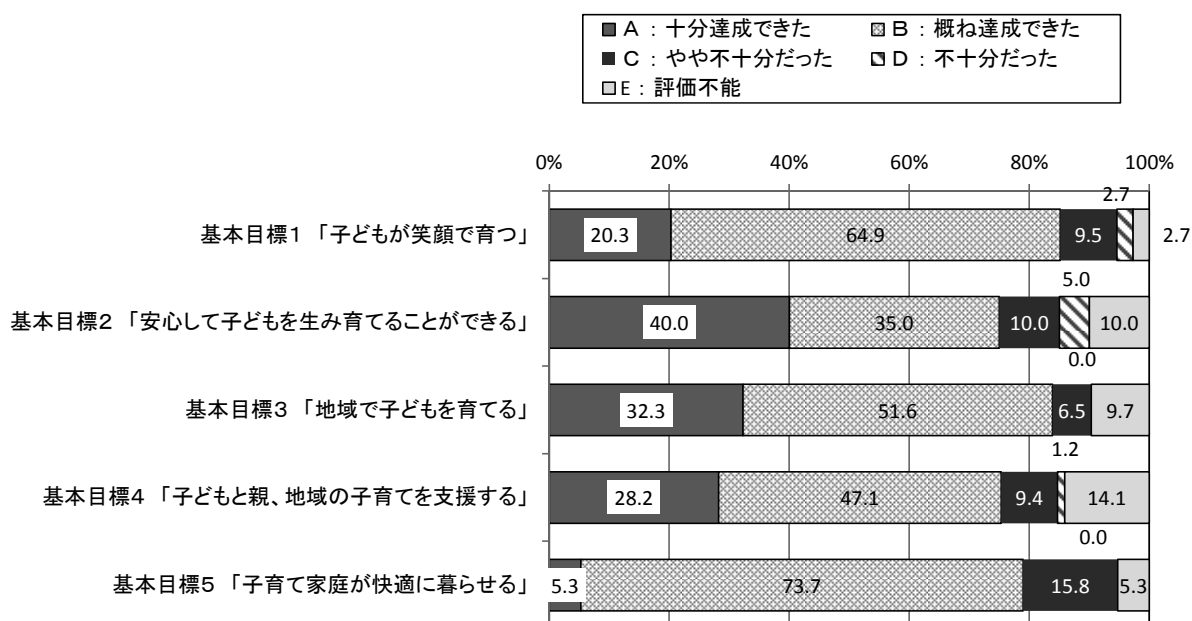
個別事業の取り組みの状況については以下のとおりです。

基本目標	基本施策	事業分野	事業数	評価				
				A	B	C	D	E
基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり								
1 教育環境の充実	(1) 次代の親の育成		5	3	1	1		
	(2) 幼児教育の充実		4		3		1	
	(3) 学校教育の充実		14	2	8	3	1	
	(4) 子どもの活動の場となる環境の整備		26	4	19	2		1
	小計		49	9	31	6	2	1
				(18.4%)	(63.3%)	(12.2%)	(4.1%)	(2.0%)
2 子どもが子どもとして育つ権利の確保	(1) 子どもの権利条約の普及		2		1	1		
	(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進		2		2			
	小計		4	0	3	1	0	0
				(0.0%)	(75.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3 安全の確保	(1) 交通安全の確保		5	3	2			
	(2) 犯罪被害の防止		5	2	3			
	(3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援		6	1	5			
	小計		16	6	10	0	0	0
				(37.5%)	(62.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
4 思春期対策の充実	(1) 正しい知識の普及啓発		1					1
	(2) 相談体制などの充実		4		4			
	小計		5	0	4	0	0	1
				(0.0%)	(80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.0%)
計			74	15	48	7	2	2
				(20.3%)	(64.9%)	(9.5%)	(2.7%)	(2.7%)
基本目標2 「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり								
1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備	(1) 父親の意識改革		2	1		1		
	(2) 事業主や職場環境の意識改革と環境整備		3	1	1	1		
	(3) 育児休業後の復帰など、安定就労の確保		2		1			1
	(4) 保育の充実		11	4	4	1		2
	小計		18	6	6	3	0	3
				(33.3%)	(33.3%)	(16.7%)	(0.0%)	(16.7%)
2 育児ストレスの軽減	(1) 相談体制の充実		4	2	2			
	(2) 親の休息の確保		5	2	2		1	
	小計		9	4	4	0	1	0
				(44.4%)	(44.4%)	(0.0%)	(11.1%)	(0.0%)
3 親子の健康の確保	(1) 健診などの充実		8	4	3		1	
	(2) 食育の推進		3	2		1		
	(3) 小児医療の充実		2		1			1
	小計		13	6	4	1	1	1
				(46.2%)	(30.8%)	(7.7%)	(7.7%)	(7.7%)
計			40	16	14	4	2	4
				(40.0%)	(35.0%)	(10.0%)	(5.0%)	(10.0%)
基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり								
1 子育て支援ネットワークづくり	(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発		7	3	4			
	(2) 子育てボランティアや団体の育成、支援		11	5	4	1		1
	(3) 相談の場の確保		3	1	2			
	小計		21	9	10	1	0	1
				(42.9%)	(47.6%)	(4.8%)	(0.0%)	(4.8%)
2 子どもの周囲の有害環境対策	(1) 関係団体などとの相互連携			1	1			
	小計		2	1	1	0	0	0
				(50.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3 子どもを見守る仕組みづくり	(1) 子育てに関する知識と情報の共有		5		2	1		2
	(2) 地域の見まわり活動の推進		3		3			
	小計		8	0	5	1	0	2
				(0.0%)	(62.5%)	(12.5%)	(0.0%)	(25.0%)
計			31	10	16	2	0	3
				(32.3%)	(51.6%)	(6.5%)	(0.0%)	(9.7%)

基本目標	基本施策	事業分野	事業数	評価				
				A	B	C	D	E
基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり								
1 保育サービス等の充実	(1) 多様化する保育ニーズへの対応		17	9	5	1		2
	(2) 幼保の連携		2			1		1
	(3) 子育て支援サービスの充実		13	4	5	2	1	1
	小計		32	13 (40.6%)	10 (31.3%)	4 (12.5%)	1 (3.1%)	4 (12.5%)
2 子どもの居場所づくり	(1) 社会資源の活用		20	2	15	3		
	小計		20	2 (10.0%)	15 (75.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 より支援が必要な家庭への配慮	(1) ひとり親世帯への支援		7		4	1		2
	(2) 障がい児施策の充実		17	7	6			4
	(3) 児童虐待及びDV防止体制の充実		3	2	1			
	(4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望		6		4			2
小計		33	9 (27.3%)	15 (45.5%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	8 (24.2%)	
計		85	24 (28.2%)	40 (47.1%)	8 (9.4%)	1 (1.2%)	12 (14.1%)	
基本目標5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり								
1 子育てしやすい住環境の整備	(1) 公民協働による住環境の整備		5	1	4			
	小計		5	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 公共施設の整備	(1) 公共空間のバリアフリー化などの推進		14	0	10	3		1
	小計		14	0 (0.0%)	10 (71.4%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
計		19	1 (5.3%)	14 (73.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	
総計 (割合)		249	66 (26.5%)	132 (53.0%)	24 (9.6%)	5 (2.0%)	22 (8.8%)	

次世代育成支援行動計画（後期計画）に位置づけた子育て支援事業（249 事業）の実施状況について評価を行った結果、平成 25 年度末時点では、「十分達成できた（評価A）」の割合が 26.5%、「概ね達成できた（評価B）」の割合が 53.0%となっており、合わせると 79.5%が目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

基本目標別では、『基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり』分野での進捗状況が高くなっています。



3. 江別市子ども・子育て会議

(1) 江別市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 34 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、江別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 江別市子ども・子育て会議委員名簿

(50音順：敬称略)

	所属団体等	氏 名	備 考
1	北翔大学	浅尾 秀樹	
2	江別市小中学校長会	加賀谷 隆	
3	江別青年会議所	後藤 一樹	
4	江別市民間社会福祉施設連絡協議会 (～H26.3)	佐藤 泉明	副会長
	江別市民間社会福祉施設連絡協議会(H26.4～)	山崎 道彦	副会長
5	江別市民生委員児童委員連絡協議会	須田 寿美江	
6	市民公募	辻 麻紀	
7	札幌学院大学	土渕 美知子	会長
8	江別市こども会育成連絡協議会	洞野 博文	
9	江別市PTA 連合会	林 大輔	
10	市民公募	古野 幸子	
11	江別市私立幼稚園 PTA 連合会	丸山 冴子	
12	NPO法人江別手をつなぐ育成会	宮下 久子	
13	市民公募	山下 丈幸	
14	江別市私立幼稚園連合会	吉田 達臣	
15	えべつ保育園連合父母の会	吉田 真弓	

※任期：平成25年11月1日～平成27年10月30日

(3) 計画策定の経緯

年月日		議 事
平成 25 年 度	平成 25 年 11 月 14 日	第 1 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 「子ども・子育て支援新制度」について (2) 「江別市子ども・子育て会議」について 協議事項 (1) ニーズ調査票（案）について (2) 第 2 回江別市子ども・子育て会議について その他
	平成 25 年 12 月 2 日～16 日	ニーズ調査の実施
	平成 26 年 3 月 20 日	第 2 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（素案）について (2) 国の子ども・子育て会議等検討状況について
平成 26 年 度	平成 26 年 4 月 24 日	第 3 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 新制度開始に向けた条例の制定予定について 協議事項 (1) 江別市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について (2) 教育・保育提供区域の設定について
	平成 26 年 5 月 29 日	第 4 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 江別市の地域子育て支援事業について (2) 江別市の子ども・子育てを取り巻く状況について (3) 江別市が条例で定める各基準のパブリックコメントの実施について (4) 江別市次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況について
	平成 26 年 6 月 26 日	第 5 回江別市子ども・子育て会議 協議事項 量の見込みについて
	平成 26 年 7 月 24 日	第 6 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 パブリックコメント実施結果 協議事項 量の見込みに対する提供体制（案）
	平成 26 年 10 月 9 日	第 7 回江別市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業計画施策体系案について ②放課後児童健全育成事業の状況について ③教育・保育に係る利用者負担の考え方について ④保育の認定等について
	平成 26 年 11 月 20 日	第 8 回江別市子ども・子育て会議

	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育の提供体制について ②子ども・子育て支援事業計画書（10月までまとめ）について
平成26年12月25日	<p>第9回江別市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）について
平成27年1月5日～2月4日	パブリックコメントの実施
平成27年2月13日	<p>第10回江別市子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）のパブリックコメントの結果について ②教育・保育施設等の利用者負担について ③条例の制定について ④教育・保育施設等及び利用定員数の確認について
平成27年3月20日	<p>第11回江別市子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 江別市子ども・子育て支援事業計画書(案) ② 家庭的保育事業等の認可・利用定員数の確認について



4. 用語説明

【あ行】

■育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）になるまで、休業できる制度のこと。休業のほか働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限の制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■NPO（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・NPO法人

NPOとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でNPO法人という。

【か行】

■家庭児童相談員

子どものしつけ・言葉の遅れ・成長発達・心身の問題・非行・いじめ・不登校など、18歳未満の子どもの問題について相談を受ける職員。

■家庭児童対策協議会

虐待及び暴力を受けている要保護児童(虐待及び暴力を受ける可能性のある児童も含む)並びに配偶者に対して関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識をもちながら連携するために設置された会議。虐待等の要保護児童の情報を収集し、発生予防、早期発見、早期対応を行う。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

■子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」といい、満 18 歳未満の者をいう。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

【さ行】

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■若年就労者

15～34 歳までの労働者のこと。

■就学前児童（子ども）

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

■小規模保育

0歳から2歳までの少人数(定員6人～19人)の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、行われる保育事業。(関連用語：地域型保育事業)

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■生産年齢人口

15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

【た行】

■待機児童

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童のうち、国の定義に基づき、一時預かり事業などの利用者及び入園可能な保育園があるにもかかわらず、私的事由により入所しない者を除いた児童の数。

■男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

■地域型保育事業

おおむね 19 人以下の少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼稚園、保育園、認定子ども園のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■DV：ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■認定こども園

保育園および幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。3歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

【は行】

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

■保育園

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

【や行】

■幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■労働人口

生産年齢人口（15～64 歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。



江別市子ども・子育て支援事業計画

えべつ・安心子育てプラン

平成27年3月

発行 江別市

編集 江別市健康福祉部 子育て支援室

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL 011-382-4141 FAX 011-381-1070

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>